

京師帝國大學經濟學會 經濟論叢

第 四 號 第 四 十 六 卷

昭和十三年四月一日發行

論 叢

ソロキンの文化的變動形式論……………文學博士 米田庄太郎
 貨幣の本質とその價值……………商學士 中山伊知郎
 貨幣の本質について……………文學博士 高田保馬
 共同體思想の國民的性格……………經濟學博士 石川興二

時 論

稅制整理と増稅……………經濟學博士 汐見三郎

研 究

職分と職業……………經濟學士 澤崎堅造
 貿易理論の前提……………經濟學士 松井清
 ダンピングの理論……………經濟學士 岡倉伯士
 近世絞油業の發達……………經濟學士 住谷勇二

說 苑

明治初期の國內市場……………經濟學士 堀江保藏
 産業構造の研究と政策……………經濟學士 田杉競

附 錄

雜 報：外國雜誌論題

(禁 轉 載)

研 究

職 分 と 職 業

—— ルーテル職業觀の特質 ——

澤 崎 堅 造

目次

- (一) はしがき (二) 世俗的職業の是認 (三) 人と職業との分離 (四) 職業に對する態度 (五) むすび

一

ルーテルの“Beruf”の意義に關しては、大體二つの方面から考察されると思ふ。一つはそれが近世的な世俗職業の是認に對して根據を與へた、即ち資本主義精神の勃興に力を與へた、從てその活動的な、營業的な意味を與へたとする點である。これについては、かのマックス・ウェーバーがルーテルの“Beruf”並にカルヴィニズムの現世的禁欲主義 (die innerweltliche Askese) について述べたことによつて端初を發したとされてゐるが、併し少くともルーテルの“Beruf”に關する限りは、その引證はやく性急ではなかつたか、または云ひ過ぎではなかつたかと思ふ。ルーテルの“Beruf”はその言葉の使用に關する限り、末だ十分に活動的な積極的な職業の意

味を含んでゐない。極めて靜態的な地位、状態、身分と云ふ如き意味に使用したに過ぎないと思はれる。¹⁾そこで次には、ルーテルの「Beruf」がその様に極めて靜態的な地位、状態、身分の意味に用ひられたとするならば、それは中世スコラの「職分」(Stand)とは如何に違ふのだらうかと云ふことが自ら問題になると思ふ。そこでなほ此の「Stand」との比較と云ふことは、取りも直さず現代の所謂「職分」思想との比較ともなることである。蓋し現代の「職分」は、近世初頭以來の特徴たる個體的、營利的なる考へ方にやゝ對蹠的なものを示しつゝある、即ち中世への反省がなされつゝあると云ふことになるからである。

そこで本文では、主としてその第二の問題たるルーテルの「Beruf」が、中世スコラの「Stand」又は現代の諸「職分」思想と比較するならば、如何なる特徴を示すであらうかと云ふ點を問題として見たい、そしてそれをルーテルの思想一般の根據から明かにして見たいと思ふのである。

二

ルーテルが實際に用ひた「Beruf」と云ふ言葉の意味に於ては、ウエーバーの云ふほど近代的な活動的又は營業的な意味は未だ十分には含まれてゐない。けれども世俗的職業是認の思想に就ては、確にルーテルに於てあり、その特徴の一つとして數へらるべきである。彼はその思想をば、色々な箇所、また色々な言葉を以て云ひ現はしてゐる。^(註)

(註) カール・ホルの研究によれば、ルーテルの「Beruf」に關する用法は大體四つあつて、(一)「Beruf」がStand(地位・身分)又はAmt(職務)の意味の場合、(二)「Beruf」がBerufung(召命)の意味の場合、(三)「Ruf」がBeruf(職業)を意

1) 拙稿「ルーテルの「職業」について」本誌昭和十二年十一月號參照
2) Karl Holl, Die Geschichte des Wortes Beruf, Gesammelte Aufsätze zur Kirchengeschichte III, Tübingen, 1928, S. 218.

味する場合、四) „Orden“ が Beruf 又は Stand を意味する場合を擧げてゐる。そして第三の場合(主としてコリント前書七章)の例を以てウエーバーの所論を辯護してゐるが、その用例でも明かにわかる様に、その眞意は地位とか身分とかの靜態的意味に過ぎない。尙、これらカール・ホルの掲載した文献を、年次別に見ると、嚴密には云へないけれども、大體に於て、初めの頃は Berufung (召命)の意に用ひられることが多く、後に至つて次第に Stand (地位・身分)の意に用ひられる様になつたことがわかる。

	I	II	III	IV
一五二二	―	―	―	二
一五二三	―	―	―	―
一五二四	―	―	―	―
一五二五	―	―	―	―
一五二六	―	―	―	―
一五二七	―	二	―	―
一五二八	二	―	―	―
一五二九	―	―	―	―
一五四〇	―	―	―	―
一五四一	―	―	―	―
一五四二	―	―	―	―

そこで次に、その世俗的の職業是認の思想の根據を明かにしようとするに當つて、大體三つの點について述べたいと思ふ。その第一は創造秩序に關する彼の考へ方である。創造の秩序に於て、創られたるものは總てよしと云ふのは、ルーテルに限らず基督教本來の考へ方である。仍ち、自然も人間も社會の秩序も本來創られたるものとして悉く神の業であり、神の賜物であり、神の像であり、また此の世は神の舞臺でもある。從てそこに於ける

3) 創世記 1:31, テモテ前 4:4
 4) 創世記第一章, 第二章.
 5) M. Luther, W. A. 19, 360, 19. J. Calvin, Inst. I. 5, 6.

人間の在り方また營みとしての職業は、當然に良からざるものなく、神のものならざるはない。勿論この「神の像」⁶⁾については、近時自然神學の問題に關して喧しく論ぜられつゝあるところなるも、兎に角、創造としての自然並に人間が、神の御意に依つたものとする事は、何れの側からするも、聖書に於て明かでなければならぬ。いまルーテルの此の創造秩序の考へを述べるに當つて、一應カトリックの自然に關する考へを参照して置かうと思ふ。

カトリックの自然は、常に目に見えて直接的に、善なるものであるとする。そして凡てはその自然の上に立つてゐる。動植物も人間も制度も。そしてそれら一切は自然法の下に秩序付けられてゐる。生來在りのまゝの人間が假令悪しきものであつても、それは不完全と云ふことである。それは質の相異ではなくして程度の差である。その不完全を補はんがためには、理性を通すこと、即ち益々理性的となることにある。理性的となることによつて自然法と合致する。従て神の法とも合致すると云ふことになる。⁷⁾かくの如く人間の位置は自然の上にあるけれども、その根底は却て自然の方にあることになる。自然と人間とはかくて直接的に程度の差となる。かくの如く自然を特に重んずるといふ所を見ると、一見ルーテルの創造秩序とよく似てゐる様であるが、實はそこに非常に違つたものがある。ルーテルの創造秩序は、單なる自然ではない。自然以前の自然とも云はるべきものである。目に見えて、あそこにこゝにと指示し得るものではない。云はゞ我々の意識以前の存在である。後に述べる様に、ルーテルの人間現在の罪惡觀又は終末觀に立つものとして、到底現實そのまゝに創造秩序の世界が見えるとする事は出来ない。然らばルーテルの創造秩序としての自然とは何であるか。何處にあるか。また何時來る

6) 'Imago Dei'

7) 特に E. Brunner の „Natur und Gnade“, 1934 が出て以來、K. Barth の反駁となり、「自然法」、「神の秩序」等の問題と共に贊否兩論に分れ、今尙激しく論ぜられつゝある。

8) E. Troeltsch, Die Soziallehren der christlichen Kirchen und Gruppen, G. S. I. Tübingen, 1923, S. 255 ff.

か。彼は正に人間の本質的存在としてのアダム、エバ、墮落以前の彼等と、樂園としての世界を示したものである。従て一切の根底に、隠されて存在してはゐるが、尙我々の意識には今上つてはゐないところのものである。將來確に齎されることを約束されたる希望の世界とも云へる。蓋し、創造秩序とは此の如き、自然以前の自然、目に見えない、我らの意識に上り得ない自然である。

ルーテルはかゝる意味に於て、總ての存在を、秩序を、その根底に於て是認せんとしたのである。従て職業も亦すべて神の創造せるものとして、神の命令として、神の賜物として本質的に是認せられるものとした。例へば先づ聖職について、彼は非常に是を貶したかの如く思はれてゐるが、實は必ずしもさうではなくて、彼自身が僧侶の立誓を破棄しようとしなかつたことでもわかる。また國の統治者について、「現世的統治は神の秩序である」¹⁰⁾と明言してゐるし、また軍人については、「劍を持つ手は神の手である」と云つてゐる。また獄吏、刑吏の職についてさへ、彼は「飲食の如くに必要なり」とする。曰く

「それは丁度良き醫者と同じく、傳染病が非常に悪くまた多い場合に、彼は手も足も耳も目も切斷し、また殺すことさへ許す。これ全身を救はんがためである。彼は恐ろしき、情なき人の如く寫る。けれども、かくすることによつて救ひ、自らの眞實に於て彼が卓越せる信すべき人なりとせられるであらう。そしてそれはよき基督者の業をなしたのである」¹³⁾

と。従てまた法律家や辯護士、更に僕婢の業をもすべて神の賜物とし、みな必要なものであるとし、そこに於て神への奉仕をなすべきものとした。¹⁴⁾ 商業についても、これは本來必要缺くべからざるものである、「我々は賣るとか買ふとかいふことを、拒絕することは出来ない。それを人は缺くことを得ない。むしろ榮光のために仕へしむべきである」¹⁵⁾とし、次いで細々と、賃銀、貸借、買占、仲介、金融、利子、運輸、倉庫、保證、組合、會社等

9) K. Holl, G. A. K. III, S. 216.

10) Von weltlicher Obrigkeit, wie weit man ihr Gehorsam schuldig sei 1523, L. A. 7, S. 230.

11) Ob Kriegsleute auch in seligen Stande sein können 1526, L. A. 7, S. 391.

12) ibid.

13) a. a. O. S. 390.

に到るまで、一々その必要な所以をとき、その善用を薦めてゐる。¹⁶⁾殊に利子については、三度までも説教を試みてゐる。そこに於て、微利是認を明言した。但し後に到つて少しく警戒的になつたけれども。これらの外、なほ財産の私有についても辯護してゐる。¹⁷⁾

これらルーテルの徹底した世俗職業是認の態度を見ると、人は直ぐ表面的に、だから彼は中世に反對して近世的營業是認をなしたのであり、従て市民勃興に助けをなしたとか、又は彼の創造觀がカトリックの自然と何ら異るところ無いではないかと云つたり、又は現代のブルンナーの「創造秩序」の方が、より合理的であるとか云ふ。カトリックの職分觀は、等しく創造としての、また秩序としての自然を強調し、また一切の基底に置き、而も常に良き、自然と見做し、人間の不完全さは理性によつて補はれ、以て自然法に協ふことが出来るとなした。従て、職業の種類は、不完全から完全へ、低い段階から高い段階へと並べられ、非理性的なものからより、理性的なものへと、上下の關係に秩序付けられることとなる。けれどもルーテルのは、一切の創られたものを、夫々神の賜物として、絶對的關係に置く。相互の比較を許さない。蓋し現實の世界の底にある、隠されたる創造世界の本質に於て認めんとするから、世俗的職業もまたすべて之を認めざるを得ず、また逆に僧職を貶すと云ふ意味にもならない。沉んや世俗的職業を獨り貴しとせんとしたのでないことは云ふまでもない。要之、ルーテルの創造秩序觀に基いて、一切の職業をば神の賜物として絶對的に是認せんとしたのである。

次に第二の理由としては、福音といふことである。創造の人間は自然と共に神の像であり、その業であつた。併し現實の人間が自然と共に、そのまゝ神の像なのではなく、また神の業でもない。これルーテルの現實の人間

14) Von weltlicher Obrigkeit, S. 248.

15) Von Kaufhandlung und Wucher, 1524, L. A. 7, S. 515.

16) 拙稿「ルーテルの商業及利子論」本誌昭和十一年六月號參照。

17) Ermahnung zum Frieden auf die zwölf Artikel der Bauernschaft in Schwaben 1525, L. A. 7, S. 314 f.

觀である。現實の人間は、その中に善と悪とが戦ふどころではない、人間にあるところは、たゞ悪のみである。その悪は、たゞ存在するだけではない。積極的に善を排し、悪を主張するところの悪である。善なる如くに見せて却て本質は悪なるものである。云はゞ空しきものである¹⁸⁾。かくて人間の行動・作用の一切は悪以外のものではない。従て現實人間は、例へ「自然に歸つた」としても、それは悪なる自然に歸へるだけである。眞の自然、隠されたる自然、創造としての自然へは、そのまゝでは絶対に歸へり得ないとした。かゝる悪しき人間は、自ら自己を取締る必要が出て来る。それが律法であり、理性であり、制度である。一見、神の律法の如くであつても、實はそのまゝでは人間が自己の爲めに用ひるところの、人間の法である。従て悪しき法である。假令、形は良き法の如くあつても、人は常にそれを悪しく用ひてしまふ。また此の事は職業についても云へることであつて、現實に存在する一切の職業は、悪しきものとなつてゐる。不完全と云ふ如きものではない。眞の職業の在り方とは質を異にしたものである。これが現實に對するルーテルの根本的態度である。例之、現實の聖職に就ては、その墮落振りに對して眞に假借なきまでの攻撃をしてゐる。法王その他に對して、痛烈骨を刺す様な言葉を發した。これ彼の最も人口に膾炙したところである。統治者に就ては、如何に屢々專王が現れて人民を苦しめるものであるかを解く²⁰⁾。また農民戦争に際しては、如何に農民に反對し警告をしたかは、人のよく知るところである²¹⁾。そのとき彼の言動の激しさは、遂に彼の一生の汚點を作つたとさへ云はれる程である。商業についても、現實の商人は殆んど盜賊に等しいとさへ云ひ、利子についても、實際には餘りに多くの弊害が出て、人はたゞ利子を取ることをのためにのみ金を貸し、貸すことは實は取ることである²²⁾とさへ云つてゐる²³⁾。

18) Von unfreien Willen (v. F. W. Schmidt), München, S. 104 ff.

19) An den christlichen Adel deutscher Nation von des christlichen Standes Besserung, 1520, L. A. I. S. 219 ff.

20) Von weltlicher Obrigkeit, S. 256 f.

21) Wider die mörderischen und räuberischen Rotten der Bauern 1525, L. A. 7, S. 247 f.

けれどもルーテルは、かゝる罪惡の人間にも拘はらず、信仰によつて義とされることによつて、即ち神と和解することによつて、新しい人間となり得る。かゝる全く内的な變化を経験し、革新をなした暁には、その人の態度は變つて來る。²¹⁾ かゝる新しき人として見られたる社會、國家、職業等はすべて、新しきものと見做される。これ福音に引き起されたと云ふべきである。この人間改造の根本動力となつた福音が、實は世俗的職業是認への第一の原因となつたのである。福音、即ち神の愛による選擇とは、例へば「エホバの汝らを愛し、汝らを選びたまひしは汝らが萬の民よりも數多かりしに因るにあらず、汝らは萬の民の中にて最も小さき者なればなり」と云つて、イスラエルの民が神の選民とせられたが如くである。かゝる思想は、また多くの士師、預言者を選び、所謂召命を與へたときによく示されてゐる。ダビデやアモスは牧羊者の中から、²⁶⁾ ホゼヤは姦淫の妻を持ちながら、²⁷⁾ エレミヤは年少ではあつたが、²⁸⁾ イザヤは罪の身を潔められて、²⁹⁾ イエスは大工の子として、³⁰⁾ ペテロその他弟子の多くは漁夫または取税人の如き卑しき身ながら、³¹⁾ パウロは「幕屋製造」を業としながら、³²⁾ それにも不拘夫々神の召命を受けたが如くである。かくてルーテルの考へも亦、神の召命は必ずしも特定の祭司とか、上流貴族のものとか、秀れたる才能のものとかに限られるものではない。却て卑賤・謙遜、「心の貧しきもの」³³⁾ また「悔ひし呻けし魂」³⁴⁾ にこそ與へられるものとなした。この福音の考へ方が、世俗一般の職業をも認め、神の備へ給ふところとしようとしたと思はれる。

更に第三の理由として、召命は、その與へられたる處に於て、在りのまゝの状態に於て、その業種を指示するといふ考へ方による。選ばれたる職業といふことは、必ずしも引き抜かれて、他のものとは異つて、より特別な身分になるとか、違つた階級に這入るとか云ふのではない。他に比して、より高いとか、より貴いとか云ふの

22) Von kaufhandlung und Wucher, S. 514 f.
 23) An die Pfarrherrn wider den Wucher zu predigen, Vermahnung 1540, W. A. 51, S. 333 f.
 24) Von der Freiheit eines Christenmenschen 1520, C. A. I, S. 341 f.
 25) 申命記 7:7. 26) サムエル前 16:19, アモス 1:1
 27) ホゼヤ 1:2 28) エレミヤ 1:7 29) イザヤ 6:7

ではない。そこに於て、その事に於てと云ふ意味の外、他意はない。従て他と比較して云ふると云ふのではない。「引き抜く」ことではなくして、「指し示す」ことである。人の側の差等ではない。神の側の區別である。あれとこれとを區別して覺えられると云ふことである。人間の側の誇るべき何ものでもない。従て人の世の社會的、階級的區別ではない。祭司とか、僧侶とか、特別に尊くして、農夫や靴屋や八百屋がより、低い職業だと云ふことが出來ないと云ふのである。

反之、カトリックの「職分」は、ルーテルの様な信仰的悔改めによる質的變化といふものがないからして、現實に、目に見えて、行爲、業種の差と云ふことに於て、段階的に程度の差としてしまふ。最も低いものから、次第に高度のものへと價值的に秩序付けられるのである。こゝに所謂ヒエラルヒヤ社會秩序が出来る。反之、ルーテルのは、先述の如く、絶對的な性質の異りと考へる、使命の異なる業種の區別と考へる。故にルーテルの分業観は、³⁵⁾平面的に、甲と乙との區別として考へられる。決してトマスの如く、上下に、甲は乙よりも上と云ふ關係ではない。トマスなどの「Stand」には常に「身分」と共にあつて、切り離すことが出來ないのに反して、ルーテルの「Beruf」は、一應はそれと切り離して考へ、更にその地位、状態等を新しく執り直さうとしてゐる。³⁶⁾地位又は身分と、一應切り離すと云ふことによつて、再びその地位又は身分を認めようとする。故に世俗的職業の是認といふことは、既に人と職業とを分離するといふ考へが含まれてゐなければならぬ。

三

世俗的職業の是認と云ふことがルーテル職業觀の第一の特質であるとすれば、人と職業との分離は、その第二

30) マタイ 13:55

33) マタイ 5:3

35)

31) マタイ 4:18 f.

34) 詩篇 51:17

32) 使徒行傳 18:3

ルーテルの分業については M. Weber が少しく觸れて、後世のアダム、スミスの分業論などとは到底比較にならない不十分なものと云つてゐるが (G. A. R. I, S. 71), 併しルーテルのは寧ろパウロの教會職分の如く、職業の種類よりも、夫々を如何に生かすかと云ふ點で價值があるものと思ふ。

の特質である。前者が彼の「三つの秩序」の第一段としての創造に關するものであるとすれば、後者は第二段としての現實に關するものである。

人と職業との分離と云ふことは、人格と職務との區別と云ふことでもある。この考へはカトリックの身分的職分觀には殆んどなかつたことであり、近代思想の如く人格の内面性について充分なる考察を持たないところでは、これまたわかり難いことである。蓋しこれは人間の全體構造、活動としての内・外兩面の理解が充分になされなければならぬからである。勿論ルーテルの「内的」とは、嚴密に云へば、彼自身としても色々に云はれたのであるが、大體に於て彼自身の内部の個的世界を指したのであり、「外的」とは從て彼の外部の、即ち彼と神との關係の世界を指したのである。³⁶⁾けれども尙その外に、我々が現に普通云ふところの外部の世界、即ち神との關係よりもなほ外の世界、云ひ換へれば、身體の世界を指すこともある。内的を靈的となし、外的を身體的となすことである。尤もルーテル自身としては、身體的と云つても、尙それを神との關係の中に理解したのである。即ち現代人から見れば、一切のものを内なる世界に於て見たとしなければならぬ。とに角、文化問題を取り扱つた多くの場合には、内的とは大體に於て自己自身の主觀の世界、そこに擴げられたる神の國、基督の國又は見えざる教會と云ふ意味であり、外的とは反對に他人との關係の世界、隣人との世界、從て此の世の國、國家、社會等を示す場合が多い。³⁷⁾前者を信仰の世界とすれば、後者は業の世界とも云へよう。そこで「職業」と云ふものであるが、これは正に、これら二つの世界に跨るところのものである。否、内なる世界が外なる世界と磨擦・關聯するところの、云はゞ表現の世界である。

- 36) ルーテル職業觀は、近代のそれと比較すれば、遙に地位的、身分的、靜態的なものを指すことは、前述した如くだが、併しその「地位的」と云ふのが、カトリックや最近の Spann や Dunkmann の如く外形的な點にあるのではなくして、その内容を如何に生かすかにあることを、こゝに注意したのである。
- 37) Luthers Verlesung über den Römerbrief (Die Scholien) 1515/16, v. J. Ficker, Leipzig, 1930, S. 104.

そこで、この内界、外界の二面の關聯を明かにするに當つて、先づ兩者の相異から述べなければならぬ。ルーテルはその名著「基督者の自由」に於て、基督者は第一(內的)に「凡てのものの上に立つ自由な君主であつて、何人にも從屬しない」と云ひ、また第二(外的)に「凡てのものに奉仕する僕であつて、何人にも從屬する」³⁹⁾と云つてゐる。この矛盾は、基督者の持つ矛盾であつて、そのまゝ直ちに一般の人について見ることは出来ない。けれども根本に於ては、人間一般の本來の矛盾性から來てゐることである。先づ現在する人間、我自らを執つて見るに、それが調和された、統一されたものと見るか、否かによつて先づ區別される。ルーテルは、ヘブライズムの故に、その後者の見解を執る。即ち自己自身の構造に於て、不統一、否空虚さをさへ看る。人の世の罪性を看る。パウロの「わが欲する所の善は之をなさず、反つて欲せぬ所の惡は之をなすなり」⁴⁰⁾とは、幾度も繰り返へさねばならぬ事實である。第一に、人間は自然とは相反してゐる。人間は放任されるとき決して自ら善を欲し且つ行ふものとするとは出来ない。却て惡のみを爲すのである。我れ善きことをなしたりと、誇るのである。自然に歸れと云はれたところで、我々はこのまゝでは眞の自然に歸へれるものではない。自然法に合致するものではない。これ正に近代の樂觀的思想傾向とは著しく異なる。この自然と人間との相異は、單に程度の差ではない。質の相異である。矛盾・對立である、排他的關係である。こゝに於て職業と、その人の內的世界とは、一面全く關係がないと云はなければならぬ。「たとひ身體が司祭者や聖職者のするやうに神聖な服裝を着けたところで、靈魂に取つて何の助けにもならない。身體が教會や聖所に在つたとしても無用であり、聖器物を扱つてもそれと同じく、また身體によつて祈禱をなし斷食し巡禮し、その他身體によりまた身體に於て何時も行はれることの出来るやうなあらゆる善行を爲すとしても、同じく無益

38) Von weltlicher Obrigkeit, S. 235.
Ob Kriegsleute, S. 394 f.

39) 石原謙博士譯「基督者の自由」二五頁

40) ロマ書 7:19

である。靈魂に義と自由とを齎し與へるものは、それとは全く違つたところのもでなければならぬ」と。⁴¹⁾

そこで先づ人は、内的世界に於て、信仰によつて、神との和解がなされねばならぬ。それから「この信仰を絶えず鍛錬し且つ強化することが正に第一の彼の行ひでなければならぬ。」そこに於て眞の自由と平和とを得、初めて善をなし得る力が與へられる。こゝに外的・行爲的・身分的・職業的なる一切の律法から解放される。と云ふことは同時に、これらの世界へ、身體の世界、隣人への關係へ這入つて行つて、且つ同時に自由となることである。彼が職業と人格とを先づ嚴別し、内面の世界から力を得ることによつて外面の世界へと這入り行くとする。

曰く「悪しき行ひが決して悪しき人を生ずるのではなく」また「善き義しき行ひが決して善き義しき人を生ずるのではなく」⁴²⁾。正にその反對である。職業の貴賤、地位の上下が人格を變化せしむるものではない。また、現世的統治には限界がある。即ち國家は、神の國たる教會の内なる世界に對しては統制・干渉することが出来ないとした。⁴³⁾ また假令悪しき統治者が現れたとしても、人民はそれによつて心の自由は何等束縛されることはない。却て人民は悪しき統治者に向つても、爲し難きの服従をなし、忠誠を盡し、臣民としての本分を盡すところの自由を持つとした。軍人論に於ては、軍人や死刑執行者でも、その職務と人格とは區別さるべきであると述べた。⁴⁴⁾ 殊に軍人に對しては、彼等は常に死地に臨むが故に、極めて迷信深い事實を指摘して、だから軍人と雖も一個の人間として内なる世界の問題は別に解かるべきである。こゝに眞の魂の救済がなされなければならぬ。若しなされ得たならば、即ち信仰を得たならば、彼は初めて眞に勇敢なる軍人となれるだらうとした。奴隸に對しても亦、徒らに身分の解放に狂奔することなく、内なる自由をまづ求めよとした。「奴隸でも全き基督者となり得る。基督者の

41) 石原謙博士譯「基督者の自由」二七頁

42) 同上、五〇頁

43) Von weltlicher Obrigkeit, S. 249.

44) Ob Kriegsleute, S. 389.

自由を持ち得る。投獄せられたる囚人でも、また病人でも基督者たることが出来る」と⁴⁵⁾。これ瘦我慢ではない、眞に職業を生かさんとする者の執るべき路である。

四

ルーテルの「Bau」の意味が、まづ何よりも内的意義を重んじ、神との關係が問題となり、心の和解を得たる後、外的・身體的世界への關聯が生ずる。そこに外的業としての態度といふことが問題となる。職業の在り方は、ルーテルに於ては單に指示としての召命と云ふのであり、その意味で夫々の職業が區別されるのである。彼の職業の種類は、夫々が絶對的意味を、價值を持つのであつて相互に比較される關係にあるのでない。特に聖・俗の區別に反對し、それが身分と結合することに反對した。「法主、監督、祭司及び修道院の群が、靈的階級と呼ばれ、諸侯、君主、手工業者及び農耕者が俗的階級と呼ばれるのは、全く勝手な解釋であり、虚偽だ」⁴⁶⁾、「一彼等の所謂宗教的のもの」と世俗的のものとは、要するに、職務とわざの區別以外、他の差別を持たない、階級のための差別は存在しない、「それは凡ての基督者は、眞に靈的階級に屬するからだ。職務の點のみを問題とする以外には、基督者の間には區別がないからだ等々云つてゐる」ことによつて明かである。要するに「われわれは凡て、同様に祭司なのだから」。この最後の言葉が大切である。聖・俗共に一切の職業を神のものとし、宗教化したのである。尙ルーテルの職業觀について、世俗的職業を二分して、軍職 (Kriegswehr) と農業 (Ackerwerk) との二種としたと云ふものがあるが、⁴⁷⁾それはたゞ職務の種類を擧げただけであつて、身分の相異でも、階級の相異でもないのだから、特別に二つを取り擧げて考へても大した意味はないものと思ふ。

- 45) a. a. O. S. 335, コリント前 7: 22, ガラテヤ 3: 28, ビレモン 16等参照
46) An den christlichen Adel deutscher Nation von des christlichen Standes Besserung 1520, L. A. 1, S. 208 f.
佐藤繁彦博士譯「三大名著集」八頁以下
47) G. Schmoller: Zur Geschichte der national-ökonomischen Ansichten in Deutschland während der Reformations Periode. (Z. f. gesamt. Staatsw.),

反之、カトリックの思想に於ては、職業の種類は直ちに價値の差等となり、階級的に區別され、身分と共に配置されなければならぬ。例へばトマスは明かに、人民の王は羅馬法王に服従しなければならぬとした。そのわけは「最後の目的の管理が屬する人に對して、先行諸目的の管理者であり、而して其の人の命令により指揮さるゝ者は下位にあらねばならないからである」⁴⁸⁾。かくてカトリックのスコラの職分觀と云ふものは、自ら職業配分の標準と云ふものが、色々に問題となつて來る。そしてその標準とは大體四つの點になるかと思ふ。その一つは宗教的と云ふことである。より、宗教的なる教會の職を、世俗的なる一切の職業よりも先行するものとする。世俗的職業の中には、次に理性的と云ふ點で智能的技能と肉體的技能とに分ち、更に後者を分つてはより自然的なるものを上として、順次農工商に分ける。例之、クリストムスの擧げたものとして知られたるは、(一)技能(Künste)、(1)統治者(Herrscher)、(a)靈界に於ける統治、(b)世俗に於ける統治、(2)生活に(直接)必要な諸技能(Vom Leben notwendige Künste)、(a)農業、(b)織物業、(c)建築業、(二)其他の營業(Gewerbe)、(1)鍛冶(Schmiedegewerbe)、(2)大工(Zimmermannsgewerbe)、(3)牧羊(Schäfergewerbe)である⁴⁹⁾。トマスに於ても亦、聖職者を最高とし、次の社會的職分に於ては指導的なるものが實行的名ものよりも先行し、更には原料を取扱ふ技能を先きにし、次いで原料加工の第一階程を司る技能、他産業に器具を供給する技能、加工的技能、建築業、自然力の利用を主とする技能等に分け、商業の如きは一番下位に置かれた。併し商業にも尙充分に有用性があるものとなした。曰く「商人はそれを全部都市より除外してはならない。何故なれば他處から輸入される荷物をも要せぬ程にすべての生活資料に滿つる場所は容易に見當らないからである。而して同一場所に過剰なるもの、豊饒は、若し商人共の働きにより他處に運搬され得ないとしたならば、多くの人々にとつて有害となるであらう。故に完全なる都市は適度

1860, Tübingen, S. 485 f. H. Wiskemann; Darstellung der in Deutschland zur Zeit der Reformation herrschenden Nationalökonomischen Ansichten, Leipzig, 1861, S. 59 f.

48) 上田辰之助博士譯「聖トマス經濟學」三三二頁

49) A. D. 344-407

50) F. Schreyvogel; Ausgewählte Schriften zur Staats und Wirtschaftslehre des

に商人を利用しなければならぬ⁵¹⁾と云つてゐる。

かくてルーテルの職業配分の種類又は標準は、これをスコラの職分觀の詳細なるに比しては貧弱の感を免れ難いが、彼の特徴は蓋し夫々の職業の絶對的意義を見出さんとしたのにあるから當然の結果であらう。

次に職業の選擇について述べて見るに、トマスに於ては明かに二つの原因からとしてゐる。一つは神慮であり他は自然的原因である。トマスは此の前者を確く執る點に於て、アリストテレスやスミスの分業などとは異なるが、後者の點に於てはルーテルの職業觀とも異るところである。トマスに於ても、この二つの原因を平等に並べてゐるのでないことは明かである。即ち第一の神慮が主因で⁵²⁾、第二の自然的原因が従因である。前者は職分社會としての協同社會全體の調和に於て示され、後者は専ら個々人に對する職業配分を直接に支配するものである。従て人間生來の素質、傾向その他一切の現實的諸事情を包含するものと解される。それから尙實際には職業社會は、神慮に基く神の愛(カリタス)と正義(ユスチチア)とによつて、各肢間に相互關心及び協力を與へられる。⁵³⁾この様な作用の點を特に重んじてゐる點が、希臘的又は近世的な諸職分觀と異るところである。

これを更にルーテルの Berni と比較すると、そのトマスの作用性も尙ルーテルの召命に基く義務充足、即ち召命充足とは餘程異ると思ふ。ルーテルの Berni は、外的にはトマスの Sand の如く地位的、靜態的であるけれども、その内面の自から湧き上る力といふ點で異ると思ふ。トマスが例へ「カリタス」と「ユスチチア」とを上から主調するとしても、ルーテルの如く内から湧き上る、信仰によつて義とされたる内心一變の態度とは、著しくその内容を異にすると思ふ。併しなほルーテルとトマスとの差異は、主として第二の原因たる自然的原因の點にあ

Thomas von Aquino, 1923, Jena, S. 337.

上田辰之助博士「聖トマスに於ける職分社會思想の研究」商學研究 2, 三三五頁以下參照。

上田博士譯「聖トマス經濟學」三五〇頁

この點は、多くのカトリック學者によつて主張されてゐる。

例之、M. Maurenbrecher; Thomas von Aquino's Stellung zum Wirtschafts-

51)

52)

ると思ふ。トマスも勿論それを從因とはした。その自然は、人間生來の素質、傾向又は現實的諸事情を指す。之に對してルーテルのは、これら一切の自然的原因を殆んど無視してゐる。神慮が、初めにして終りである。彼は人間の側に於ける状態や條件をば價値なきものとしたし神慮の前に立つては、一切のものが、自然的原因と見えるものもなほ、彼に於ては神慮の中に入れられて考へられたのである。客觀的な社會的な、制度としての職業といふものまでも、彼に於ては神の業でないものはないからである。

そこで次に、職業に對する態度といふことについて述べる。ルーテルは職業をば、云はば信仰の場所として考へた。信仰を具體的に表現する處であり、信仰の業であるとした。かくてルーテルに於ては、職業に對しては、まづ内面に於て、信仰による人格の革新を経験し、自由と敬虔とを充たしめることであり、感謝と敬虔とが自由と愛とを生み、自ら外に現はれて奉仕と忠誠の態度となる。そこに於て「凡ての行ひは隣人の益を目的とすべきこと」⁵⁴⁾となる。即ち自由なる愛に基く、隣人への奉仕となる。職業はまづ自己の信仰の場所であると共に、隣人への奉仕の場所でもある。隣人のために必要、有益、幸福と思はれることの外、何をも行はないこととなる。更にルーテルの特徴は、かゝる職業への奉仕を喜んでなすといふことにある。

かくてルーテルの職業に對する態度の特徴を二、三擧げて見ると、まづ第一には敬虔と感謝である。自己の職業が賜物であり、備へられしところと觀することである。職業への態度の第一は「一基督者としてあれ」⁵⁵⁾と云ふことであると統治論に於て云ふ。これ信仰なくしては不可能なことである。また王侯に對して「天國に對して如何に敬虔なるべきかを思ふべきである」と、また「王侯は神の言葉に從て行はねばならぬ」⁵⁶⁾と。

leben seiner Zeit, Leipzig, 1898, S. 34.

53) 上田博士、商學研究 2, 三八〇頁以下參照。

54) 前掲「基督者の自由」五六頁

55) Von weltlicher Obrigkeit, S. 263 f.

56) ibid.

57) a. a. O. S. 231, テモテ前 1:9 -

第二の特徴は、責任ある態度を執ると云ふことである。職業は信仰の場所であると共にまた神の命令であり、神の創造秩序である。従て職業は正に神への應答といふことになる。延いては隣人への有用と善のためのものとなる。統治者は「神の役者」⁽⁵⁷⁾であり、人民の外的保護と敬虔者の保護とに任じなければならぬ⁽⁵⁸⁾。悪しき者を罰し、秩序を維持しなければならぬ。そのためには厳正なる劔と法とを用ひねばならぬ⁽⁵⁹⁾。軍人も亦軍職を神命として畏み、信仰の確信に立つ勇敢さを示さねばならぬとした⁽⁶⁰⁾。

第三には、服従である。神命として、また隣人のための職務を盡すに當つては、當然に服従を重んじなければならぬ。爲し難きの服従を爲さねばならぬ。統治者や隣人が悪しき者であつても、服従の徳を致すべきことを薦めた。何となれば「われ忿怒をもて汝に王を興へ」⁽⁶¹⁾ることもあるから。故に人を攻める前に、自己を警める糧とせよとした。たゞ信仰の破棄と異教への強請にだけは反対せよとした。かゝる爲し難きの服従・奉仕を爲し得ること、信仰の自由と云ふものである。農民戦争の際、農民の暴動・殺戮に反対して、「忍べ、忍べ、十字架、十字架、これぞ基督者の法である」⁽⁶²⁾と云つたのは有名である。

最後に、これら一切の職業に對する態度の根底にあるものとして、「喜んで」奉仕すると云ふことである。眞の服従は、忍耐するだけではない。進んで積極的に、假令悪しき者に對しても奉仕し得るものでなければならぬ。その原動力は如何。彼によれば、敵を愛せよとなし、身を以て證明した基督を信することからのみ來るとした。

五

58) この點について、Friedrich den Weisen を警めたことは有名である。(Rm II, 287, 4 ff; Ellwein S. 428)

59) ロマ 13:43 60) Ob Kriigsleute, S. 431 f.

61) ホゼヤ 13:11 イザヤ 3:4 62) Ermahnung zum Frieden, S. 324.

63) マルクス職業觀の一端は、彼の青年時代の作「職業の選擇に當面せる一青年の考察」(一八三五年)に於て興味深く見ることが出来る。(改造社版 第十六卷)

以上によつて、ルーテルの“Beruf”がカトリックの、殊にトマス⁶⁴⁾の“Stand”と如何に異なるかといふ點について概略述べたのであるが、更にこれを現代の所謂諸職分思想と比較して見なければならぬと思ふ。以下その要點を擧げて見ると、まづ第一には職業構成についてである。ルーテルはこれを創造秩序として見た。創造といふ點で、即ち神の創れるものと見る點で現代の多くの職分觀と異なる。まづマルキシズムの自然的・客觀的な職業配分觀とは異なる⁶⁵⁾。ナチス、ファツシズムが現實主義に立つ限りルーテルとは非常に離れてゐる。特にその根底の一つとなつてゐるマキヤベリズム⁶⁴⁾とルーテルの考へとは確に對蹠的なものがある。組合的なデユルケーム⁶⁵⁾も、客觀的・經營的な職業觀に立つ最近のハンス・フライヤー⁶⁶⁾も、何れも單に存在する社會をのみ問題とする限り、餘程違つたものである。次に秩序としての職業觀に立つが故に、人文主義的・個體的又は浪漫的なる主觀主義の職業觀とも異なる。そこで餘程シユパンヤドワンクマン⁶⁷⁾の統體的な職分觀に近いが、より宗教的な意味に於て當然に神學者のヴンシユヤゴ⁷⁰⁾ガルテン⁷¹⁾の考へにより近い。けれども、創造の秩序と云ふ點では矢張りブルンナー⁷²⁾に最も近いものを見出す。一言で云へば、職業をば「神の命令」(Das Gebot)の下に見るのである。併し更にブルンナーとの比較に於てルーテルの特徴とするところは、ブルンナーの如き現實秩序の樂觀とは違つて、もつと深刻な矛盾對立の實相を看、更にその底に、意識以前の全き「創造」の秩序即ち神の命令の完全に行はれたる世界を看るの點である。要するにブルンナーに比しては、もつと立體的な創造秩序觀だと云へる。

第二に職業選擇については、その動因を全く「神慮」にのみ置くと云ふことに於て、殆んど總べての現代的職業觀とは異なる。人間の側の素質、傾向、才能又は自然的、社會的な諸條件を無視する。(但し實際は、すべてを「神

64) N. B. Machiavelli (1479-1527), M. Luther (1483-1546).

65) E. Durkheim, De la division du travail social, Paris, 1902.

66) H. Freyer, Zur Ethik des Berufes, (E. d. B.), Berlin, 1933.

67) K. Dunkmann, Der Beruf im Zeitalter der Aufklärung und des Idealismus, (Die Lehre vom Beruf, S. 121-148).

68) O. Spann, Der wahre Staat, Leipzig, 1923².

慮」の中に認めるのであるが。) トマスに於ては自然的諸原因を認めつゝも、主として神慮によるものとしたのと比較すると、ルーテルのは餘程極端に見える。更に職業選擇の標準については、社會有用性、理性、自然性等によつて區分し且つ價值的に段階付けようとする多くの職分思想とは異なる。その故にカトリックは勿論、ドワンクマンやヴンシユとさへ離れると思ふ。

第三に職業に對する態度については、ルーテルは喜べる服従及び自由なる奉仕といふ點で特徴があると云ふことを述べた。この點では先づ最近のフライヤーの如く個々労働者の積極的なる能力の實證と云ふことは、假令自己超越を望み且つ積極的であるとしても、依然として人文主義に近いものを感じる。ルーテルのは敬虔に於ける服従といふ靜かなる態度があるのである。一見義務的に見えるけれども、感謝と喜悅とから出る奉仕といふ點で、ゴーガルテンやドワンクマンとも違ふ。この點ではゼーベルヒのルーテル職業觀の理解でさへ充分だとは云へないと思ふ。ヴンシユやブルナーが終末觀に基いて、信仰による人格革新から來る積極的なる奉仕の態度をとく點はまことにルーテルに近いものを感じるが、彼のはそれらの何れにも立ち勝つてその原動力を與へるものであると思ふ。要之、ルーテル職業觀の特質は、如何なる (wie) 職業を配分するかと云ふ點にあるのではなくして、夫々の職業を如何に (wie) 生かすかと云ふ點にあると思ふ。(十二・十二・十六)

- 69) K. Dunkmann, Die Lehre vom Beruf, Berlin, 1921.
70) G. Wünsch, Evangelische Wirtschaftsethik, Tübingen, 1927.
71) F. Gogarten, Politische Ethik, Jena, 1932.
72) E. Brunner, Das Gebot und die Ordnungen, Tübingen, 1932.
73) R. Seeberg, Die Lehre Luthers, (Lehrbuch der Dogmengeschichte) Leipzig, 1933, IV, 1, S. 328 ff.